平成２３年（フ）第１２号
岩手県奥州市水沢区西上野町６番８号ウエスタンヒル102号室、旧住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢638番地６
債務者　中村　裕子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根前野188番地20
債務者　菅原　明美
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３４０号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目10番11号　ＭＡＩＳＯＮ　ＷＡＲＡＢＩ205
債務者　植松　賀子（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
さいたま市中央区八王子２丁目17番10号　グリーンウッドＮｏ１　201号
債務者　牛山　和道
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野591番地30
債務者　佐々木昌美（旧姓葛貫）
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
埼玉県深谷市下手計227番地１
債務者　川田　賢二
１　決定年月日時　平成23年３月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６８号
静岡県駿東郡清水町新宿151番地の５　プレミール202、前住所静岡県田方郡函南町塚本186番地の１
債務者　齋藤あけみ
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
静岡県駿東郡清水町徳倉2534番地の３、前住所静岡県沼津市中瀬町16番１号
債務者　芹澤　明子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷52番地68
債務者　源　　望実
１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
川崎市宮前区菅生５丁目23番８号　杉田ハイツ103、前住所川崎市宮前区南平台16番14―104号　市営住宅
債務者　柳林美佐子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
川崎市川崎区旭町２丁目７番９号　臼井マンション401、前住所川崎市川崎区田島町16番６号　ドエルアルスＮＯ２　204
債務者　遠藤　英樹
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
川崎市川崎区日進町10番地３　大黒屋、前住所川崎市川崎区日進町10番地13　ローヤル三脇
債務者　高柳　保行
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
愛知県西尾市西浅井町宮下13番地
債務者　柴川　琴美
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
愛知県岡崎市柱６丁目２番地１
債務者　川瀬　輝男
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時45分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７４９号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇3120番地
破産者　株式会社吉原運輸
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３９号
名古屋市緑区徳重５丁目201番地
破産者　株式会社はいからや
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第９４９号
熊本県熊本市大江４丁目11番１号
破産者　有限会社世和建設
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　熊本地方裁判所民事第１部